

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- \* 学校教育目標「自立・共生」をもとに豊かな心身の育成や望ましい人間関係づくりを通して、信頼に応える学校づくりに努める。
- \* 「人としていじめは絶対に許されない」「いじめを許さない学校づくり」を全教職員が意識し、一人一人の生徒に徹底させる。
- \* 学ぶ喜びが実感できる授業づくりに努める。
- \* 道徳や学級活動、学校行事を通して、磨き合い、高め合い、お互いのよさを伸ばし合う集団づくりに努める。
- \* 誰もが、安全に、安心して、安定した生活ができる学校づくりに努める。

【未然防止】

- \* 「生命尊重・人間尊重」の教育理念に立ち、学校教育活動すべてにおいて自他共に心を養い、言動に現す。
- \* 年度初めに、生徒理解研修を実施し、全職員の共通理解のもと生徒指導を行うことを確認し、実行に移す。
- \* 「認め」「励ます」「褒める」をもとに、生徒一人一人の自己存在感、自己肯定感を高め、個性を尊重していく。
- \* 是々非々の指導を徹底し、規範意識を高め、教職員間の「ぶれない指導」を推進する。
- \* 授業環境、生活環境、環境整備等に努め、落ち着いた生活環境を生徒と共につくっていく。(ピア・サポート活動等)
- \* 生徒とのふれ合いを大切に、個々へ温かな言葉かけを行う。
- \* 小学校と情報交換をし、生徒理解に努める。
- 昨年度の取り組み評価 —
- 生徒の様子を、職員同士が情報を共有したり、学校側から積極的に家庭に学校の様子を連絡し、未然防止に努めることができた。
- 小中ドリームプランの一環として小中連絡会を開催し、情報交換を行い生徒理解に努めた。日常的に、小中で情報を共有した。

【早期発見】

- \* 日常の学校生活において、生徒個々の表情や言葉遣い、行動等の変化を見逃さない。
- \* 学級の雰囲気注視する。(担任、教科担任、支援相談員)…情報を交換し合う。
- \* 面接及び相談、家庭訪問、「学習計画帳」に書かれている内容等を通して生徒を理解する。
- \* 支援相談員、SC、SSW、生徒、保護者、地域からの情報を積極的に収集する。
- \* 生徒のアンケートを定期的に行い、いじめの実態把握に努め、生徒の対応の仕方、教職員の指導方法に生かす。
- \* 問題行動が起こった場合、その裏側にある背景を考え心配されることは早めに対応する。
- 昨年度の取り組み評価 —
- 年3回の学校生活アンケートの実施。SC、SSW、支援員等と情報交換を行った。一報により、職員全体で情報を共有した。

【早期対応】

- \* いじめ対策委員会を招集し、ケース会議を直ちに開く。
- \* 過去から現在に至るまで、多方面から情報を集め、いじめの実態を把握し、これからの具体的な対応や計画等を決定する。
- \* いじめの解決に向けて、いじめられた生徒の実態等、いじめた生徒への指導、周囲の生徒への指導、保護者への誠意をもった対応を心がけ、積極的に取り組む。
- \* 再発防止、未然防止に向けた指導体制を作成し直す。
- 昨年度の取り組み評価 —
- 本人や保護者からの訴え、学校生活アンケートをもとに学級担任、学年を中心とし相談を行った。
- 家庭との連絡を取り、被害生徒・保護者の意向にそった対応に心がけた。また、日常的に、学校全体、学年全体に対して、呼びかけ等の働きかけを行った。
- 指導経過を、一報や生活部会等で共通理解した。

【PTAや地域との連携】

- \* 地域と学校との連絡会を実施し、地域、学校での生徒の様子を情報交換していく。また、日常的に保護者の声(手紙や電話等)に耳を傾け、小さなことにも誠意を持って対応していく。
- \* 「学校だより」や「PTA広報誌」等で生徒の活躍の様子を定期的に報告する。また、さくら連絡網を使い、学校行事等への参加を呼びかけ、生徒の活躍の場を確かめる。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- \* 生徒会総務が「ピア・サポート活動」を主な活動とし、日頃の生活から小さな思いやりの芽を生徒の中から育てていく。
- \* 道徳教育を充実させ、生徒の規範意識を高め、善き判断力を培っていく。
- \* 学級活動において、「人間関係作りプログラム」を定期的に行う。「人との関わり」を日常生活に意識し、生かしていく。

【いじめ対策委員会】

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 学年生活担当  
 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 スクール  
 ソーシャルワーカー 学年主任 担任  
 スクールカウンセラー PTA役員(会長、副会長)  
 民生委員(代表)、保護司(代表)  
 ※メンバーはケースに応じて構成する。

【職員研修・指導体制】  
【取組等の点検】

- \* 「生徒理解研修会」を開き、個々の生徒の理解(身体、行動等)に努める。
- \* 情報をいち早く共有するために、生徒の現れを一報、二報に記載し、全教職員に連絡し合っていく。そして、様々な場において、該当する生徒を指導・見守り・見届けをしていく。
- \* 日頃の生徒の現れをデジタル校務「気づき」や「個別支援計画」に記載し、個にあった支援を実施していく。
- \* 週一度「生活部会」を開き、各学年の生徒の表れを報告し合う。それをもとに「運営委員会・学年部会」等で、教職員の方向性や生徒の指導のあり方を検討する。
- \* 生徒の良い現れには「かがやきの賞」を与え、奨励していく。

【関係機関との連携】

- 藤枝警察署、生活安全課、サポートセンター、ソーシャルワーカー
- 藤枝市教育委員会、学校教育政策課 子ども家庭課、児童相談所
- 民生委員、保護司(年2回連絡会)